

「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業

実施方針

令和7年2月26日

姫 路 市

目次

1. 特定事業の選定に関する事項	1
1.1. 事業内容に関する事項	1
(1) 本事業の背景及び目的	1
(2) 本事業のコンセプト及び基本方針	2
(3) 事業名称	3
(4) 公共施設等の管理者の名称	3
(5) 事業用地の立地並びに規模及び配置に関する事項	3
(6) 事業の概要	4
(7) 事業方式	9
(8) 事業期間	9
(9) 選定事業者の収入	9
(10) 選定事業者が負担する支出	10
(11) 本事業に関連する法令等の遵守	11
(12) 選定事業者との契約等	11
(13) 事業スケジュール（予定）	12
1.2. 特定事業の選定に関する事項	13
(1) 特定事業の選定の基本的考え方	13
(2) 客観的な評価の実施	13
(3) 特定事業の選定及び公表	13
2. 選定事業者の募集及び選定に関する事項	14
2.1. 選定事業者の募集及び選定方法	14
2.2. 選定事業者の募集及び選定手順	14
(1) 募集及び選定スケジュール	14
(2) 選定事業者募集手続等	15
2.3. 入札者の備えるべき参加資格要件	16
(1) 入札者の構成	16
(2) 入札者の参加資格要件	16
2.4. 入札者の参加資格要件確認基準日	21
2.5. 参加資格要件確認基準日以後の取扱い	21
2.6. 業者登録名簿への追加登録等	21
2.7. 代表企業、構成企業の変更	22
2.8. 審査及び選定に関する事項	22
(1) 審査に関する基本的な考え方	22
(2) 審査手順に関する事項	22
(3) 落札者の決定	22

(4)	落札者を決定しない場合	23
(5)	審査結果及び評価の公表方法	23
2.9.	提出書類の取扱い	23
(1)	著作権	23
(2)	特許権等	23
(3)	その他	23
2.10.	選定事業者との契約手続き	23
3.	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	24
3.1.	責任分担に関する基本的な考え方	24
3.2.	想定されるリスクと責任分担	24
3.3.	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	24
3.4.	市による実施状況の監視	24
(1)	提供されるサービスの水準	24
(2)	選定事業者による品質の確保	24
(3)	市によるモニタリングの実施	24
(4)	モニタリング結果に対する措置	25
4.	事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	26
4.1.	基本的な考え方	26
4.2.	管轄裁判所の指定	26
5.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	27
5.1.	選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	27
5.2.	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	27
5.3.	当事者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合	27
6.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	28
6.1.	法制上及び税制上の措置	28
6.2.	財政上及び金融上の支援	28
7.	その他、本事業の実施に関し必要な事項	29
7.1.	議会の議決	29
7.2.	指定管理者の指定	29
7.3.	応募に伴う費用	29
7.4.	秘密の保持	29
7.5.	個人情報保護	29
7.6.	問合せ先	29

1. 特定事業の選定に関する事項

1.1. 事業内容に関する事項

(1) 本事業の背景及び目的

姫路市（以下「市」という。）では、世界遺産・国宝姫路城を中心に国内外から多くの観光客を迎えており、来訪手段の約7割が自動車であることから、車利用者の休憩機能や観光情報発信機能を有する道の駅の整備が求められる状況にある。

このため、市は、単なる休憩施設にとどまらず、地元製品の買い物や飲食を楽しむことに加え、利便性・魅力向上機能や交流機能を併せ持った道の駅の整備を目指すものとし、「播磨の実力（みりょく）にあふれ、世代・地域を越えた交流を生み出す道の駅」というコンセプトに基づき、「(仮称) 道の駅姫路」整備を推進している。

また、本道の駅を、地域防災計画に広域防災拠点として位置づける予定であり、大規模災害等の発生直後から、物資拠点となる手柄山中央公園と連携し、応急活動要員（自衛隊、警察、消防等）の一次集結、連絡等を行うことができる集結拠点として活用することとしている。

本事業は、このような道の駅をより効率的、効果的に整備するため、民間の持つ技術的能力や経営能力等を活用することとし、官民協働により創意工夫を図ることで、道の駅がにぎわいのあふれる空間となり、活力ある地域づくりを目指すものである。

なお、本事業は、道路管理者である兵庫県（以下「県」という。）と市が協力し、一体型として道の駅の整備及び運営を行う事業であり、今後、県が所有する道路休憩施設の設置及び維持管理について、市と県で協定を締結する予定である。

(2) 本事業のコンセプト及び基本方針

本事業のコンセプト及び基本方針は、以下に示すとおりである。

【コンセプト】

道の駅
交流を生み出す
世代・地域を越えた
播磨の実力みりよくにあふれ



基本方針

播磨の実力(みりよく)ある産品があふれ 触れることのできる 魅力的な場

- ・多種多様な地場産品の紹介・販売を通して、地域経済拠点の形成につなげます。



子どもが楽しめ 三世代が楽しめる世代を越えた 交流の場

- ・市内子ども関係施設との連携等により、子育て世代～三世代に新たな魅力をPRします。



観光客や市民が集う 地域を越えた 交流の場

- ・観光客と市民の交流を通じ、本市の魅力向上・PR、さらには定住・移住促進を図ります。



播磨の実力(みりよく)とは、播磨の豊かな自然で培われた農産物や海産物、先人たちの技と創意を活かした加工品や工芸品など、歴史・文化・技が育んだ播磨のすぐれた地場産品が人々を惹きつけることを意味する、「実力」と書いて「みりよく」と読む造語である。姫路は、GIに指定された「はりま」の清酒をはじめとする、醤油、みりん、麴などの醸造文化や、豊かな大地が育む農水産物、有名ブランドも使用する姫路でなめされた皮革などの豊かさに恵まれていることから、これを整備コンセプトとして、「(仮称)道の駅姫路」整備を推進している。

(3) 事業名称

「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業

(4) 公共施設等の管理者の名称

地域振興施設等

姫路市長 清元 秀泰

道路休憩施設

兵庫県知事 齋藤 元彦

(5) 事業用地の立地並びに規模及び配置に関する事項

事業用地の立地条件は、表 1-1 のとおりである。

表 1-1 事業用地に関する事項

項目		概要
所在地		姫路市飾東町豊国
面積		約 32,100 m ² (図上計測)
主な土地利用		田・畑
法規制		市街化調整区域、河川区域、河川保全区域
地形		敷地内高低差 1m 前後
		西側道路との高低差約 1m
		天川堤防との高低差約 2.5m
西側道路	名称	国道 372 号 (兵庫県管理)
	幅員	16.5m
	交通量	17,744 台/日 (24 時間交通量) 小型車 16,426 台/日 大型車 1,318 台/日 (※1)
南側道路		市道谷外 89 号線/幅員 4.10~8.50m
東側道路		市道谷外 74 号線/幅員 4.80~7.00m
東側河川		二級河川天川
その他条件		洪水浸水想定区域：0.5~3.0m 未満の区域 (※2)
		家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流) (※2)
		家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食)
土地の取得に関する事項		事業用地の地目は田畑であり、令和 7 年度中に県及び市が用地を取得する予定である。

※1 令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査に基づく。

※2 本道の駅敷地は、洪水浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流) が含まれるため盛土による対策を講じること。



図 1-1 事業用地の概況

(6) 事業の概要

ア. 事業区域

道路休憩施設及び地域振興施設の事業区域は、表 1-2 のとおりである。

表 1-2 本事業の事業区域

区域区分	所有者	整備内容	面積
道路休憩施設敷地	県	道路休憩施設を設置	約 5,900 m ²
地域振興施設敷地	市	地域振興施設を設置	約 22,300 m ²
市道谷外 89 号線道路敷地	市	現道を拡幅	約 1,900 m ²
市道谷外 74 号線道路敷地	市	現道を舗装修繕	約 1,200 m ²
河川（付替）敷地	市	豊国南川の付替	約 700 m ²
周辺排水	県・市	水路等の改修	約 100 m ²

※ 面積は、図上求積による。

イ. 対象施設

対象施設の施設区分及び整備内容は、表 1-3 のとおりである。

表 1-3 施設区分及び整備内容

施設区分		整備内容	
道の 駅	道路休憩 施設	建築施設	24 時間トイレ、休憩施設、道路情報提供施設、その他
		屋外施設	駐車場、屋外付帯施設等、防災施設
		造成	造成
	地域振興 施設	建築施設	物販施設、飲食施設、バックルーム、行政事務施設、多目的室、 防災施設、地域情報提供施設、屋内こども遊び場、トイレ、共 用部
		屋外施設	駐車場、屋外付帯施設等、屋外こども遊び場、防災施設
		造成	造成
市道谷外 89 号線		車道拡幅、舗装修繕	
市道谷外 74 号線		舗装修繕	
普通河川豊国南川		河川付替	
周辺排水		水路改修等	

※ 現在、事業予定地の中心付近に位置している豊国南川は、本道の駅敷地と国道 372 号及び市道谷外 89 号線との間に付替を行う。

地域振興施設内に整備する施設のうち、行政事務施設の概要は、以下のとおりである。

(ア) 行政窓口出張所

- 業務の概要 : 行政窓口業務（証明書の交付、住民異動届の受付、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを利用した特例転入届の受付、マイナポータルによる引越しワンストップサービスを利用した転入届の受付）
- 開庁時間 : 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
(土曜日・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までは閉庁)
- 配置予定職員数 : 2名

(イ) 地域包括支援センター

- 業務の概要 : 介護予防支援及び包括的支援業務（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）
- 開庁時間 : 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
(土曜日・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までは閉庁)
- 配置予定職員数 : 6名

ウ. 対象業務

市との契約に基づき、本事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）は、本事業に関して、関係する法令（条例を含む）を遵守し、以下の業務を行う。各業務には、当該業務の実施に必要な調査、申請、届出その他の行政手続き、事業を円滑に実施するための調整の一切の業務を含むものとする。

なお、工事監理は本事業には含まず、市が実施する。

各業務の詳細については、表 1-4 に示す。

(1) 統括管理業務

- ・ 事業全体の統括
- ・ 地元調整
- ・ 定例会議開催・運営
- ・ 財務報告
- ・ セルフモニタリングの実施

(2) 設計業務

- ・ 各種調査
- ・ 造成実施設計及び道路詳細設計
- ・ 建築基本設計
- ・ 建築実施設計
- ・ 各種申請等

(3) 建設業務

- ・ 建設工事
- ・ 備品等調達・設置

(4) 維持管理・運營業務

- ・ 開業準備業務
- ・ 維持管理業務
- ・ 運營業務

表 1-4 選定事業者の業務範囲及び対象施設

業務分類	業務項目	内容	道路休憩施設	地域振興施設	市道谷外89・74、河川	
統括管理業務	① 事業全体の統括	業務の全体管理・調整	○	○	○	
	② 地元調整	地元説明、意見交換等	○	○	○	
	③ 定例会議開催・運営	構成企業等による会議の運営	○	○	○	
	④ 財務報告	事業収支等のとりまとめ・報告	○	○	○	
	⑤ セルフモニタリングの実施	セルフモニタリングの計画及び実施結果のとりまとめ・報告	○	○	○	
設計業務	① 各種調査	提案に伴い必要となる補足調査等	○	○	○	
	② 造成実施設計及び道路詳細設計	造成実施設計（調整池、河川付替等の設計を含む）、市道の詳細設計	○	○	○	
	③ 建築基本設計	建築施設の基本設計	○	○	—	
	④ 建築実施設計	建築施設の実施設計	○	○	—	
	⑤ 各種申請等	建築確認申請等、各種業務実施に必要な手続	○	○	○	
建設業務	① 建設工事	土木工事及び建築工事	○	○	○	
	② 備品等調達・設置	什器備品の調達・設置	○	○	—	
維持管理運営業務	開業準備業務	① 開業準備	運営体制の確立、従業者の研修、マニュアル整備、事業計画の策定、開業後の実施に向けた準備、広報、BCP 作成等	—	○	—
	維持管理業務	① 建築物点検保守管理	建築物の屋根、外壁、建具、天井・内壁、床、階段の点検保守	—	○	—
		② 建築設備等点検保守管理	空調・換気設備、照明設備、電気設備、情報通信設備・その他電気製品等、給水設備、汚水配水設備、ガス設備、消防設備、発電設備の点検保守		○	
		③ 什器・備品等点検保守	什器・備品の点検保守		○	
		④ 屋外施設維持管理	外構施設の維持管理		○	
		⑤ 清掃	施設及び駐車場の清掃等		○	
		⑥ 修繕・更新	長期修繕計画作成、修繕・更新の実施・報告、完成図書等への反映、長期修繕計画の見直し		○	
		⑦ 安全管理・警備	安全管理業務、警備業務		○	
	運営業務	① 物販施設運営	物販施設の運営	—	○	—
		② 飲食施設運営	飲食施設の運営		○	
③ 観光・魅力発信		地域情報施設の運営	○			
④ 多目的室運営		多目的室の貸出	○			
⑤ 屋内こども遊び場運営		屋内こども遊び場の運営	○			
⑥ 屋外こども遊び場運営		屋外こども遊び場の運営	○			
⑦ 道の駅運営管理		総務業務、災害発生時の対応業務	○			
⑧ 自主事業		道の駅の目的達成のために自らの提案による事業の実施	○			

○：選定事業者が実施する対象業務

—：対象外

エ. 関連事業

本事業に関連する事業として、県は、国道 372 号の改良を同時期に行う予定である。

(7) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）に準じて実施するものとする。施設整備に係る資金調達は市が行い、選定事業者が設計・建設・維持管理・運営業務を行う DBO (Design Build Operate) 方式により実施する。

地域振興施設は、選定事業者が整備した後、市に施設を引き渡す。当該施設は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する公の施設として設置することとしており、当該施設の維持管理運営に当たっては、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を経た上で、指定管理者の指定を行う予定である。

また、公の施設の利用に係る料金について、当該指定管理者の収入として収受させる「利用料金制」を導入し、選定事業者は、当該利用料金収入を維持管理に要する費用へ充当する。

道路休憩施設は、地域振興施設と一体で整備した後、市を通じて県に施設を引き渡す。維持管理の方法については、県と市との間で締結する維持管理に関する協定の内容に基づき決定するが、道路休憩施設の維持管理業務については、本事業とは別で実施するため、本事業の対象外となる。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、本事業にかかる基本契約の締結日より令和 26 年 3 月 31 日までとする。

(9) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、以下に示すものから構成される。なお、地域振興施設（行政事務施設を除く）の維持管理業務及び運営業務の実施に必要な費用は、本事業における選定事業者の収入を充当するものとし、市は、指定管理料の支払いを行わない。

ア. 施設整備期間の収入

(ア) 設計業務の対価

市は、選定事業者に対し、設計業務に係る対価として、設計業務委託契約に定める額を支払う。具体的な支払方法は、入札公告時に示す。

(イ) 建設業務の対価

市は、選定事業者に対し、建設業務に係る対価として、建設工事請負契約に定める額を支払う。具体的な支払方法は、入札公告時に示す。

イ. 開業準備期間の収入

市は、選定事業者に対し、開業準備業務に係る対価を支払う。

ウ. 維持管理・運営期間の収入

(ア) 地域振興施設（物販施設及び飲食施設）の運営で得られる収入

選定事業者は、地域振興施設の物販施設及び飲食施設等の運営により得られる売上（物販施設及び飲食施設の営業により得られる収入のほか、テナントから徴収する賃料（利用料金）含む。以下同じ。）を自らの収入とすることができる。

(イ) 地域振興施設（多目的室、フリースペース、共用部及び事業者の提案による施設）の利用料金収入

地域振興施設のうち、利用料金制度に基づき利用料金を得ることができる多目的室、フリースペース、共用部及び事業者の提案による施設については、そこで得られた利用料金が選定事業者の収入となる。

(ウ) 自主事業を実施することで得られる収入

選定事業者は、自主事業により得られる売上を自らの収入とすることができる。

(エ) 行政事務施設の維持管理に係る指定管理料

市は、選定事業者に対し、行政事務施設の維持管理業務に係る対価として、指定管理料を支払う。

(10) 選定事業者が負担する支出

(ア) 地域振興施設（行政事務施設を除く）の維持管理及び運営に係る支出

選定事業者は、地域振興施設（行政事務施設を除く）の統括管理、維持管理及び運営に係る費用を支出する。

(イ) 市へ支払う納付金

選定事業者は、地域振興施設（物販施設及び飲食施設）を運営することで得られる収入（売上又は利益）及び地域振興施設（多目的室、フリースペース、共用部及び事業者の提案による施設）を貸し出すことで得られる利用料金収入（売上又は利益）の一部から納付金を市へ支払う。納付金の料率は、選定事業者からの提案によるものとする。

(11) 本事業に関連する法令等の遵守

本事業の実施に当たっては、関係法令等（法律、政令、省令等）、県及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令、要綱等）並びに各種基準等を遵守すること。

(12) 選定事業者との契約等

市は、選定事業者と以下の契約等（以下「事業契約」という。）を締結する予定である。

表 1-5 選定事業者と締結する契約等

契約等	内容
基本協定	市と落札者が、基本契約等締結のために必要とする権利、義務及び手続きについて定めるものをいう。
基本契約	選定事業者に本事業を一括で発注するために、市と選定事業者で締結する契約をいう。
設計業務委託契約	本事業における設計業務を実施するために、基本契約に基づき、市と設計企業が締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業における建設工事を実施するために、基本契約に基づき、市と建設企業が締結する契約をいう。
指定管理者基本協定	本事業における維持管理運営の実施のために、基本的事項等について市と指定管理者が締結する協定をいう。

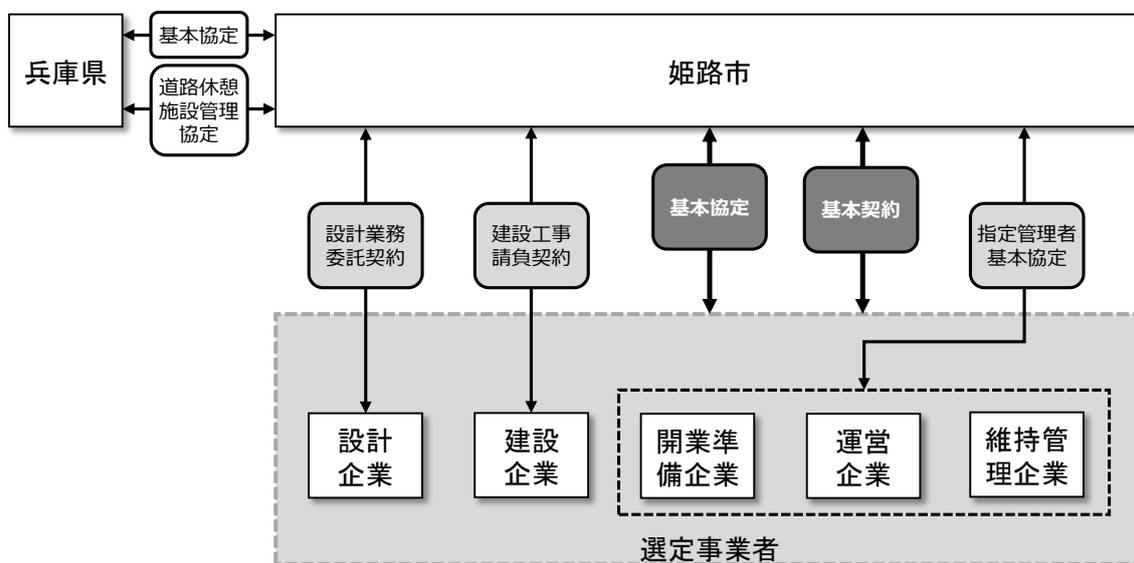


図 1-2 契約イメージ

(13) 事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は、図 1-3 のとおりである。

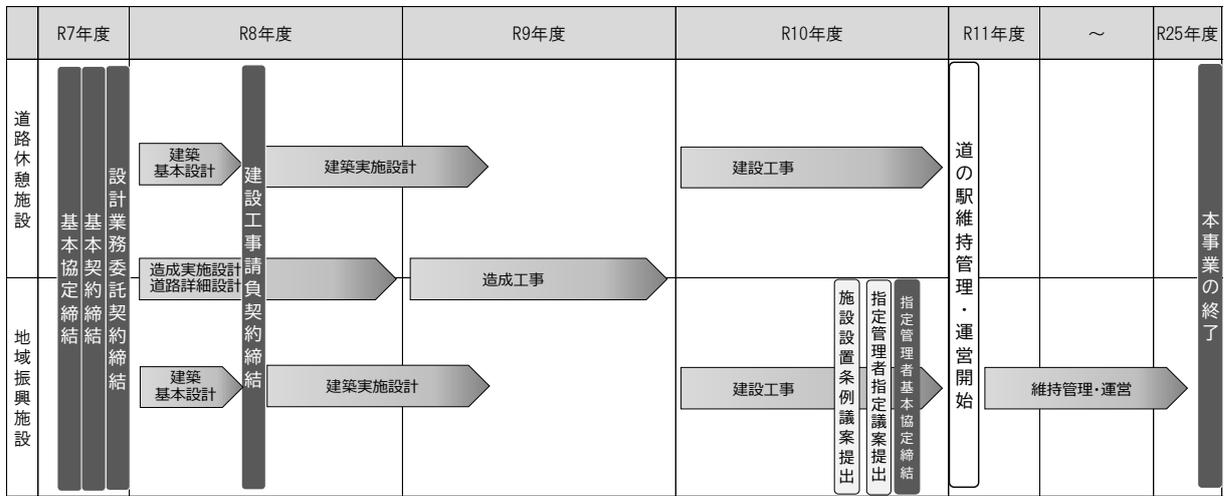


図 1-3 事業スケジュール（予定）

1.2. 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業の選定の基本的考え方

市は、客観的な評価の実施により、本事業を従来型の手法により実施した場合に比べて、DBO 手法により実施する場合の方が、市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は市の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 7 条の規定に準じ、本事業を特定事業として選定する。

(2) 客観的な評価の実施

客観的な評価の実施については、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより行う。

サービスの水準の評価については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定及び公表

市は、本事業を DBO 方式により実施すべきかを評価し、DBO 方式による事業として実施することが適当であると判断した場合は、PFI 法第 7 条の規定に準じて、特定事業の選定を行い、その結果を公表する。

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、市ホームページにおいて速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないこととしたときも、同様に公表する。

2. 選定事業者の募集及び選定に関する事項

2.1. 選定事業者の募集及び選定方法

本事業は、民間事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウの活用と、効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、市は、選定事業者を広く公募するものとする。選定事業者の募集及び選定方法は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価落札方式による制限付一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）により行うものとする。

2.2. 選定事業者の募集及び選定手順

(1) 募集及び選定スケジュール

選定事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、表 2-1 のとおりである。

表 2-1 募集及び選定スケジュール（予定）

日程	内容
令和 7 年 2 月 26 日（水）	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和 7 年 2 月 26 日（水） ～ 3 月 24 日（月）	実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・質問の受付
令和 7 年 5 月 16 日（金）	実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・質問への回答の公表
令和 7 年 7 月中旬	特定事業の選定及び公表
令和 7 年 7 月	公告（入札説明書等の公表）
令和 7 年 9 月	参加表明書及び資格審査書類の受付
令和 7 年 10 月	直接対話の実施
令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月	提案に関する書類の受付及び入札書の提出
令和 8 年 2 月	落札者の決定及び公表並びに基本協定の締結
令和 8 年 2 月末	基本契約及び設計に係る契約の締結
令和 8 年 2 月末以降	工事に係る仮契約の締結及び契約議案提出
令和 11 年 1 月頃	指定管理者基本協定締結

(2) 選定事業者募集手続等

ア. 実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・質問の受付

市は、令和7年2月26日（水）に実施方針及び要求水準書（案）を市ホームページ上で公表するとともに、実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・質問を次のとおり受け付ける。

受付期間：令和7年2月26日（水）～3月24日（月）16時00分まで

受付方法：様式1「実施方針等に関する意見・質問書」に記載し、「7. 7.6」に示す問合せ先に電子メールにより提出すること。

提出資格：実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・質問を提出しようとする者は、次の事項を満たしていること。

a. 本事業の入札に参加しようとする事業者

b. 「2. 2.3. 入札者の備えるべき参加資格要件」の要件を満たす、又は満たす見込みである事業者

イ. 実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・質問への回答は、質問者の特殊な技術やノウハウに関わり、質問者の権利や競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると市が判断した内容を除き、令和7年5月16日（金）を目途に市ホームページにおいて公表する。

ウ. 公告（入札説明書等の公表）

市は、特定事業の選定を踏まえ、令和7年7月に、入札説明書等を市ホームページにおいて公表する。

エ. 直接対話の実施

市は、参加資格審査の結果、参加資格が認められたものを対象として、直接対話を実施する。直接対話は、令和7年10月に実施する。

オ. 提案に関する書類の受付及び入札書の提出

市は、本事業に関する提案に関する書類及び入札書を令和7年12月～令和8年1月に受け付ける。入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において提示する。

カ. 落札者の決定及び公表

市は、令和8年2月に落札者を決定し、市ホームページにおいて公表する。

2.3. 入札者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札者の構成

本事業に係る総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、必要な資金の確保を自ら行い、参加資格要件を満たす法人で構成されるグループとして応募すること。

入札者を構成する各企業を「構成企業」とし、本事業契約の当事者となるものとする。各業務は構成企業が市から請負い、又は受託するものとする。

構成企業のうち、入札者を代表する企業を「代表企業」とし、代表企業は以下の要件を満たすこととする。

- ・ 入札手続や落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成されるグループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知の受理等については、原則として全て代表企業が行うこと。
- ・ 統括管理業務を行うこと。
- ・ 電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき主務大臣の認定を受けた認定認証事業者が発行したもので、業者登録名簿に登録された代表者（委任先を設けている場合は受任者）の名義で取得したものをいう。以下同じ。）を格納した IC カードで、入札書の提出期間において有効なものを取得し、その情報を兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）に登録している者、又は当該登録がされていない場合において、公告日までに電子入札システムに登録することができる者。

(2) 入札者の参加資格要件

ア. 入札者の参加資格要件（共通）

公告日から落札者の決定の日までの間において、次の全てに該当する者。

- i. 姫路市入札参加資格制限基準（平成 25 年 3 月 25 日制定）に該当しない者であること。
- ii. 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）第 3 条に定める排除対象業者に該当しない者であること。
- iii. 競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号。以下「告示第 408 号」という。ただし、公告時において、本告示の改正があった場合については、改正後の告示の内容によるものとする。以下同じ。）第 5 項の規定により業者登録名簿に登録されていること。
- iv. 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 25 日制定、以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止を受けていない者であること。
- v. 指名停止等措置要綱に定める指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- vi. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる

破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定に基づく破産申立てがなされていない者であること。

- vii. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者であること。
- viii. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ix. 姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- x. 本案件における他のグループの各構成員との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

- a 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

- a 組合とその組合員
 - b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合
- xi. 構成企業は、2 以上のグループの構成企業になることはできない。ただし、市が選定事業者との基本契約締結後、選定されなかったグループの構成企業が、選定事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
 - xii. 市が設置する「(仮称) 道の駅姫路整備運営事業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の委員が所属する組織又はその組織との資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、選定事業者の選定に関して自己に有利になることを目的として委員と接触を試みた者については、応募の参加資格を失うものとする。
 - xiii. 本事業に係る「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業に係る事業者選定支援等アドバイザー業務委託に関与している次の者又はこれらの者と資本面若しくは人事

面において関連がある者でないこと。

- 国際航業株式会社 東京都新宿区北新宿2-21-1（新宿フロントタワー）
- はぜのき法律事務所 東京都中央区築地2-3-4（メトロシティ築地新富町601号）

イ. 各業務実施企業の参加資格要件

設計、建設、維持管理及び運営の各業務を担当する者は、公告日から落札者の決定の日までの間において、それぞれ以下の要件を満たすこと。複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができる。

(ア) 設計業務を担当する企業の参加資格要件

a. 建築設計を行う企業

建築に関する設計業務を行う企業は、1者とし、以下の要件を全て満たしていること。

- i. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ii. 告示第408号第5項の規定により建築コンサルタントの業種について業者登録名簿に登録されていること。
- iii. 競争入札の参加者の格付基準等について（令和6年姫路市告示第147号。以下「告示第147号」という。ただし、公告時において、本告示の改正があった場合については、改正後の告示の内容によるものとする。以下同じ。）第2項に規定する建築コンサルタントの格付がAランクであること。
- iv. 告示第408号第9項に規定する格付の有効期間において、同告示第4項第2号ケに規定する経営規模総括表における建築コンサルタント業種の年間平均実績高が、8千万円以上であること。
- v. 平成27年4月1日以降に完了した、一の建築物において、その延床面積が1,500㎡以上の新築又は改築の実施設計の履行実績を元請として有する者。

b. 土木設計を行う企業

土木に関する設計業務を行う企業は、1者とし、以下の要件を全て満たしていること。

- i. 告示第408号第5項の規定により「土木コンサルタント」の業種及び「都市計画及び地方計画」の詳細業種について業者登録名簿に登録されていること。
- ii. 告示第147号第2項に規定する土木コンサルタントの格付がAランクであること。
- iii. 告示第408号第9項に規定する格付の有効期間において、同告示第4項第2号ケに規定する経営規模総括表における土木コンサルタント業種の年間平均実績高が、5千万円以上であること。

(イ) 建設業務を担当する企業の参加資格要件

建設業務は、特定建設工事共同企業体による共同施工方式とし、次の全ての要件を満たしていること。

- a. 共同企業体の構成員は2者又は3者とし、共同企業体はその構成員の自主結成とする。
- b. 共同企業体の各構成員の出資割合は、2者の場合においては30%、3者の場合においては20%を下回ってはならない。
- c. 共同企業体の構成員は、告示第408号第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。
 - i. 建築工事及び土木工事の業種において競争入札に参加する資格を有している者
 - ii. 建築一式工事及び土木一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項の特定建設業の許可を受けている者
 - iii. 本建設業務に配置できる専任の監理技術者（建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けている者。以下同じ。）を有する者。ただし、監理技術者においては、常勤の自社工員であり、かつ、資格審査書類の受付最終日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。なお、本建設業務は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
 - iv. 公告日において有効な建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に定める様式第25号の15（以下「経営事項審査結果通知書」という。「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」となっていること。）の写しを提出できる者。ただし、提出された経営事項審査結果通知書が基本契約締結予定日又は建設工事請負契約締結予定日において有効でない場合は、別途市が指示する日までに有効な経営事項審査結果通知書の写しを提出すること。
 - v. 共同企業体の代表者に関する要件
 - 出資の割合が共同企業体の構成員中最大であること。
 - 告示第147号第1項に規定する建築工事及び土木工事の格付が、Sランクであること。
 - 令和7年度競争入札の参加者の格付基準とした経営事項審査結果通知書において、建築一式工事及び土木一式工事の総合評定値が、準市内業者（公告日時点において告示第408号第5項に規定する業者登録名簿に準市内業者として登録され、市内に営業機能を有する支店、営業所等があり、かつ、市に法人市民税を納付している者。以下同じ。）及び市外業者（市内業者（公告日時点において、主たる営業機能を有する本店が市内にある者。以下同じ。）、準市内業者以外の全ての者をいう。）にあっては1,200点以上あること。
 - 令和7年度競争入札の参加者の格付基準とした経営事項審査結果通知書において、建築一式工事の完成工事高の2年平均又は3年平均の実績額が30億円以上、かつ、土木一式工事の完成工事高の2年平均又は3年平均の実績額が10億円以上であること。

- vi. 共同企業体の構成員（共同企業体の代表者を除く。）に関する要件
 - 市内業者であること。
 - 本件共同企業体の代表者と資本関係又は人的関係等のある者でないこと。
 - 告示第 147 号第 1 項に規定する建築工事及び土木工事の格付が、A ランク以上であること。

(ウ) 維持管理業務を担当する企業の参加資格要件

維持管理業務を行う企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- i. 市の業者登録名簿に登録され、役務提供の業種のうち詳細業務名称「施設運営管理」において競争入札に参加する資格を有している者であること。
- ii. 平成 27 年 4 月 1 日以降に、延床面積が 1,500 m²以上の道の駅又は物販施設若しくは飲食施設の維持管理業務（建築物又は設備の点検、保守、修繕又は更新のいずれかを含む業務及び施設定期清掃業務をいう。）を公告日時点において連続して 2 年以上実施した履行実績を有する者。なお、業務に係る契約が一の契約でないものについては認めない。ただし、再契約により契約が複数となるもので、再契約の締結日が従前の契約における期間の末日の翌日である場合はこの限りではない。また、道の駅の維持管理業務に係る契約において、一の施設の維持管理業務が複数の契約による場合はこの限りではない。
- iii. 維持管理業務を担当する企業又はその代表者が次の各号のいずれかに該当しないこと。
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - 市において地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定を取り消されたことがあり、その取消の日から 2 年を経過しない者
 - 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に抵触することとなる者

(エ) 開業準備業務及び運営業務を担当する企業の参加資格要件

開業準備業務及び運営業務を行う企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- i. 市の業者登録名簿に登録されていること。
- ii. 平成 27 年 4 月 1 日以降に、道の駅又は高速道路のサービスエリア若しくはパーキングエリアにおける物販施設又は飲食施設において何らかの業務を当該施設管理者（当該施設について地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく管理が行われている場合は当該施設設置者）から直接受託のうえ、業務を公告日時点において連続して 2 年以上実施した履行実績を有する者（PFI 事業で SPC を設立している場合において、当該施設設置者から当該 SPC が業務を直接受託した場合は、当該 SPC から業務を直接受託した構成員を含む）。なお、その業務を指定管理者として受託している場合において、指定期間が継続していないものについては認めない。ただし、

再指定等により、再指定等による指定期間の開始日が従前の指定期間満了日の翌日である場合はこの限りではない。また、その業務に係る契約等が一の契約等でないものについては認めない。ただし、再契約等により契約等が複数となるもので、再契約等の締結日が従前の契約等における期間の末日の翌日である場合はこの限りではない。

iii. 開業準備業務及び運営業務を行う企業又はその代表者が次の各号のいずれかに該当しないこと。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 市において地方自治法第244条の2第11項の規定による指定を取り消されたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に抵触することとなる者

2.4. 入札者の参加資格要件確認基準日

参加資格要件確認基準日は、資格審査書類の受付最終日とする。

2.5. 参加資格要件確認基準日以後の取扱い

- i 参加資格要件確認基準日以後に行う入札参加者の構成企業の変更及び追加は、原則として認めない。
- ii 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者に属する構成企業が、「2.3. 入札者の備えるべき参加資格要件」に定める要件のいずれかを満たさなくなった場合（以下「参加資格要件を満たさない場合」という。）は、当該入札参加者は、入札参加資格を失うものとする。ただし、参加資格要件を満たさない場合に該当する構成企業が代表企業以外である場合であって、落札決定の前日までに当該入札参加者から構成企業変更の申出を受けた時は、市と当該入札参加者とで協議を行い、当該構成企業の除外又は変更についてやむを得ない理由があり、当該構成企業の除外又は変更により入札参加資格を満たし、かつ、提案資料の提出後においては当該提案資料の内容に即した事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られると市が認めた場合は、参加資格を有するものとする。

2.6. 業者登録名簿への追加登録等

市の業者登録名簿に登録されていない者にあつては、令和7年4月以降に予定されている追

加受付申請期間内に申請を行い、令和7年6月を始期とする業者登録名簿の登録に間に合うように申請を完了させること。

また、建設業務を担当する企業で、告示第147号第1項に規定する格付を受けていない者にあつては、令和7年4月以降に予定されている追加受付申請期間内に格付申請を行い、令和7年6月を始期とする格付を受けること。

2.7. 代表企業、構成企業の変更

代表企業の変更は認めない。ただし、業務を円滑に実施するために、設計・建設期間から維持管理・運営期間への移行段階において、市と協議を行った上で、代表企業を他の構成企業に変更することは認めるものとする。この際の代表企業の変更は、市の書面による承諾を条件とする。

構成企業の変更は、原則として認めないものとするが、変更が必要な構成企業が代表企業以外である場合は、市と協議を行い、当該構成企業の除外又は変更についてやむを得ない理由があり、当該構成企業の除外又は変更により、市が求める要求水準及び提案書の内容に即した事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られると市が認めた場合は、変更することができる。

2.8. 審査及び選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

- ア. 審査は、学識者等で構成する審査委員会にて行うものとし、審査委員会で定める落札者決定基準は、入札説明書等と併せて公表する。
- イ. 審査委員会において、施設整備計画、維持管理・運営計画、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行う。
- ウ. 審査委員会は、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれることがないよう、(仮称)道の駅姫路整備運営事業者審査委員会条例第5条第5項に基づき、非公開とする。

(2) 審査手順に関する事項

入札説明書と併せて公表する落札者決定基準に基づき、審査委員会が施設整備計画、維持管理・運営計画、資金計画等を総合的に審査する。

(3) 落札者の決定

審査委員会は、提案内容について審査を行い、各提案の評価点を決定する。市は、当該評価点及び価格点から総合評価点を算出し、総合評価点の最も高い入札者を落札者とする。

(4) 落札者を決定しない場合

市は、本事業に係る入札者がいない、あるいは、いずれの入札者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業を DBO 事業として実施することが適当でないと判断された場合は、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

上記の場合において、これまでににかかった費用は、市及び入札者が各自負担するものとする。

(5) 審査結果及び評価の公表方法

審査結果及び評価は、市ホームページを通じて公表する。

2.9. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合において、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

なお、提案書を公表する場合には、その内容及び範囲について提案者に確認した上で公表する。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札者が負うものとする。

(3) その他

提出された提案書等は、返却しない。

2.10. 選定事業者との契約手続き

市は、落札者を選定事業者とし、事業契約を締結する。

3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、市と選定事業者が相互に協力し、適正にリスクを分担することにより、本事業の目的の遂行を図るものであり、原則として、選定事業者が本事業に係る責任を負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

3.2. 想定されるリスクと責任分担

想定されるリスクと、市と選定事業者の責任分担は、添付資料「リスク分担表（案）」によるものとするが、詳細については、入札公告時に示す基本契約書（案）等において明らかにする。なお、添付資料「リスク分担表（案）」と基本契約書（案）等に齟齬等がある場合は、基本契約書（案）等を優先するものとする。

3.3. リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則として、その責任を負うべき者が全額負担するものとする。

また、一定額まで選定事業者が責任を負うとしたリスクや、市及び選定事業者が共同で責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については、基本契約書（案）において定める。なお、入札説明書等と基本契約書（案）に齟齬等がある場合は、基本契約書（案）を優先するものとする。

3.4. 市による実施状況の監視

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

(2) 選定事業者による品質の確保

選定事業者は、業務のサービス水準を維持するよう、選定事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、入札公告時に示す。

(3) 市によるモニタリングの実施

市は、選定事業者が事業契約に定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準書及び選定事業者が提案したサービス水準の達成状況等について、モニタリングを

行うものとする。詳細については、入札公告時に示す。

なお、建設工事については、市が工事監理を行い、設計図書のとおりを実施されていることを確認する。

(4) モニタリング結果に対する措置

市によるモニタリングの結果、選定事業者が実施する業務のサービス水準が市の要求水準及び選定事業者が提案したサービス水準を満たしていないことが判明した場合、市は、改善勧告や事業契約の解除等の措置を行う。詳細については、入札公告時に示す。

4. 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

4.1. 基本的な考え方

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合は、市と選定事業者は本事業の目的の遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

4.2. 管轄裁判所の指定

事業契約等に係る紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

5.1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者の提供するサービスが事業契約に規定する市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に対し、一定の期間内にその改善を図ることを求める。選定事業者が、当該期間内に改善をすることができなかつた場合は、市は事業契約を解除し、指定管理者の指定を取り消すことができる。

構成企業が倒産し、若しくは構成企業の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が合理的に困難と考えられる場合、その他事業契約で定める解除事由に該当する場合は、市は事業契約を解除し、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

以上の事由により、市が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところにより、市は選定事業者に対して違約金及び損害賠償等の請求を行うことができるものとする。

5.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、選定事業者は事業契約を解除できるものとする。

以上の事由により、選定事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、市は選定事業者に対して選定事業者が生じた損害を賠償する義務を負うものとする。

5.3. 当事者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合

市又は選定事業者のいずれの責めに帰すことができない不可抗力その他の事由により、事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者との間で事業継続の可否について協議を行うものとする。

一定の期間内に上記の協議が整わない場合は、市が本事業の継続の可否を決定し、選定事業者はこれに従うものとする。市が本事業の継続は難しいと判断する場合、市は、事前に選定事業者へ通知することにより、事業契約を解除し、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

以上の事由により事業契約を解除する場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。

なお、不可抗力の定義については、事業契約に定めるものとする。

6. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

6.1. 法制上及び税制上の措置

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、措置を行うことができるように努めるものとする。

6.2. 財政上及び金融上の支援

現段階では、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していないが、選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は、これらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。

7. その他、本事業の実施に関し必要な事項

7.1. 議会の議決

本事業の予算措置として、債務負担行為の設定に関する議案を、令和7年第1回姫路市議会議定例会に提出する予定である。

7.2. 指定管理者の指定

市は、本施設の開業までの間に、開業準備業務を担当する企業、維持管理業務を担当する企業及び運営を担当する企業を本施設の指定管理者として指定する予定である。

7.3. 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

7.4. 秘密の保持

選定事業者は、本事業により知り得た一切の情報を、第三者に開示、漏洩、又は本事業以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。

7.5. 個人情報の保護

選定事業者は、維持管理・運営業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに留意し、情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じるものとする。

7.6. 問合せ先

姫路市観光経済局 道の駅整備室
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
電話：079-221-1549 FAX：079-221-2485
E-Mail：michinoeki@city.himeji.lg.jp

添付資料 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	選定事業者	
共通	公募資料リスク	公募資料の誤り、変更によるもの	○	
	契約締結リスク	市の事由による契約締結遅延、締結不能によるもの	○	
		選定事業者の事由による契約締結遅延、締結不能によるもの		○
		上記以外の事由による契約締結遅延、締結不能によるもの	○*1	○*1
	政治・行政リスク	市の政策の変更によるもの	○	
	許認可リスク	市が取得すべき許認可の未取得、取得遅延、失効によるもの	○	
		上記のうち、選定事業者が担う役割（資料提供等）の不履行によるもの		○
		選定事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延、失効によるもの		○
		上記のうち、市が担う役割（資料提供等）の不履行によるもの	○	
	法制度リスク	本事業に直接かかわる法制度の新設・変更によるもの	○	
		上記以外の法制度の新設・変更によるもの		○
	税制度リスク	施設整備段階の消費税率の変更によるもの	○	
		上記以外の税制度の新設・変更によるもの	△*2	○
	住民対応リスク	市が提示する条件に対する住民反対運動等に起因するもの	○	
		選定事業者が実施する業務に関する住民反対運動等に起因するもの		○
	環境問題リスク	選定事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩等に関するもの		○
	第三者賠償リスク	市の責めに帰すべき事由による第三者への損害に関するもの	○	
		選定事業者の責めに帰すべき事由による第三者への損害に関するもの		○
	不可抗力リスク	暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動等、市又は選定事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的現象に起因するもの	○	△*3
	要求水準未達リスク	選定事業者の実施する業務と要求水準の不適合によるもの		○
要求水準変更リスク	市の事由による要求水準の変更によるもの	○		
	選定事業者の事由による要求水準の変更によるもの		○	
事業中止・遅延リスク	市の責めに帰すべき事由による事業中止・遅延によるもの	○		
	選定事業者の責めに帰すべき事由による事業中止・遅延によるもの		○	

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	選定事業者	
設計・建設段階	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に起因するもの	○	
		選定事業者が実施した測量・調査に起因するもの		○
	土地の瑕疵リスク	市が提示した資料から合理的に予測することができない事業用地の瑕疵に起因するもの	○	
		市の指示による又は市の責めに帰すべき事由による設計変更によるもの	○	
	設計変更リスク	選定事業者の責めに帰すべき事由による設計変更によるもの		○
		建設工事期間中の材料費、労務費等の急激な増減によるもの	○	△※4
	物価変動リスク	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		選定事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	施設損傷リスク	選定事業者が市へ施設を引き渡す前に生じた施設の損傷によるリスク		○
	工事遅延リスク	市の責めに帰すべき事由による工事遅延によるもの	○	
選定事業者の責めに帰すべき事由による工事遅延によるもの			○	
維持管理・運営段階	運営開始遅延リスク	市の責めに帰すべき事由による運営開始遅延によるもの	○	
		選定事業者の責めに帰すべき事由による運営開始遅延によるもの		○
	物価変動リスク	維持管理・運営期間中の急激な物価変動による地域振興施設の維持管理・運営費の増減	△※5	○
	需要変動リスク	利用者数の変動による選定事業者の収入の増減によるもの		○
	施設損傷リスク	市の責めに帰すべき事由による施設損傷によるもの	○	
		選定事業者の責めに帰すべき事由による施設損傷によるもの		○
	什器備品の損傷リスク	市の責めに帰すべき事由による什器備品の損傷によるもの	○	
		選定事業者の責めに帰すべき事由による什器備品の損傷によるもの		○
	技術革新リスク	技術革新に伴う施設・設備の陳腐化によるもの		○
	維持管理・運営費増大リスク	市の指示・要請による事業内容の変更等に起因する維持管理・運営費の増大によるもの	○	
選定事業者の判断による事業内容の変更等に起因する維持管理費・運営費の増大によるもの			○	
事業終了	事業清算リスク	業務移管手続きに伴う諸費用の発生等、事業清算に起因するもの		○

※1：市及び選定事業者の事由以外の事由により契約締結が遅延又は締結不能となる場合は、それまでにかかった市及び選定事業者の費用は、各自の負担とする。

※2：選定事業者の事業遂行に悪影響がある場合は、市及び選定事業者の協議等により対応を決

定する。

※3：選定事業者は、一定の範囲若しくは一定の額を負担。

※4：一定の範囲を超える急激な物価変動の場合は、対価の見直しを行う。

※5：急激な物価変動の場合は、納付金に係る条件の見直し等を協議する。